受　託　研　究　契　約　書

受託者石川県公立大学法人石川県立大学（以下「甲」という。）と委託者　　　　（以下「乙」という。）は、契約項目表に掲げる受託研究（以下「本受託研究」という。）の実施に関し、次の各条により受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（契約項目表）

|  |  |
| --- | --- |
|  1．研究題目（第２条関係） |  |
|  2．研究目的（第２条関係） |  |
|  3．研究内容（第２条関係） |  |
|  4．研究担当者（第２条関係） | 氏名 | 所属部局・職名 | 役割分担 |
|  |  |  |
| 5．研究協力者（第２３条関係） |  |  |  |
|
|  6．研究実施場所（第２条関係） |  |
|  7．研究期間（第３条関係） | 平成　　年　 月　 日　から　平成　　年 月 日　まで |
|  | 研究経費（消費税及び地方消費税を含む） |
| 8．研究経費の負担（第８条、第９条、第１０条関係） | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| 円 | 円 |  円 |
| 9．施設及び設備、物品の提供（第１１条、第１３条関係） | 施設・物品の名称 | 設 備・物　品 |
| 名 称 | 規 格 | 数量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（定義）

1. 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「本研究成果」とは、本研究に基づき得られたもので、本受託研究の研究目的に関係する技術的成果をいう。

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

1. 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
2. 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
3. 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
4. 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）

（３）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

（４）「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

（５）知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

（６）「研究担当者」とは、第２条に掲げる者及び本契約第６条第２項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、第２３条に該当する者をいう。

（受託研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の共同研究を実施するものとする。

　（１）研究題目　契約項目表第１項に掲げるとおり

（２）研究目的　契約項目表第２項に掲げるとおり

（３）研究内容　契約項目表第３項に掲げるとおり

（４）研究担当者　契約項目表第４項に掲げるとおり

　（５）研究実施場所　契約項目表第６項に掲げるとおり

（研究期間）

第３条　本受託研究の研究期間は、契約項目表第７項に掲げるとおりとする。

（研究成果の報告）

第４条　甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して３０日以内に、研究成果報告書を乙に提出する。

（ノウハウの指定）

第５条　甲及び乙は、協議の上、研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて指定する。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示する。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上決定し、原則として、本条第１項の指定の時から本契約終了後３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究の遂行）

第６条　甲は、本受託研究を自己の責任をおいて行うこととし、その実施に当たり被った損害については、乙に対して損害を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償する。

２　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知する。

（再委託）

第７条　甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を第三者に承継させてはならない。

（研究経費の負担）

第８条　乙は、契約項目表第８項に掲げる研究経費を負担するものとする。

（研究経費の納付）

第９条　乙は、契約項目表第８項に掲げる研究経費を甲の発行する請求書により平成　　年　　月　　日までに納付しなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第１０条　契約項目表第８項に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第１１条　契約項目表第９項に掲げる提供物品の搬入及び据付に要する経費は、乙の負担とする。

２　甲は、契約項目表第９項に掲げる乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管に当たらなければならない。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第１２条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わない。

（提供物品の返還）

第１３条　甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、契約項目表第９項に掲げる提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還する。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究経費の返還）

第１４条　本受託研究を完了し、又は第１２条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第８条の規定により支払われた研究経費の額に不要が生じた場合は、乙は甲に不要となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費が不足した場合の処置）

第１５条　甲は、支払われた研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知する。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定する。

（知的財産の帰属）

第１６条　甲は、研究担当者若しくは研究協力者（以下「研究担当者等」という。）が本受託研究に伴い発明等をなした場合には、甲の規則等に基づき、研究担当者等に原始的に帰属する発明等について、当該研究担当者等から当該発明等に係る知的財産権の承継を受ける。

（知的財産権の乙への譲渡・実施許諾）

第１７条　乙又はあらかじめ乙の指定する者は、第１６条の規定による甲に承継された知的財産権について、当該知的財産権を出願する際、甲に譲渡を求めることができる。当該譲渡がなされる場合には、甲及び乙又は甲及びあらかじめ乙の指定する者は別に定める譲渡契約により、これを行う。

２　甲は、前項に規定する譲渡契約の締結後においても、試験、研究又は教育のために当該知的財産権に係る発明等を無償で実施することができる。

３　乙又はあらかじめ乙の指定する者は、第１６条の規定による甲に承継された知的財産権について、当該知的財産権を出願する際、甲に実施権（独占的通常実施権又は非独占的通常実施権）の許諾を求めることができる。当該実施権の許諾がなされる場合には、甲及び乙又は甲及びあらかじめ乙の指定する者は実施権に係る契約を締結し、乙又はあらかじめ乙の指定する者が実施した場合の実施料の支払い等について定めなければならない。ここで、乙またはあらかじめ乙の指定する者が独占的実施権の設定期間中、当該知的財産権の出願等費用（出願費用、特許料及び甲に所属しない外部弁理士費用等の当該知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。）は、乙又はあらかじめ乙の指定する者の負担とする。

４　甲は、乙又はあらかじめ乙の指定する者から、前項に規定する実施権の設定期間の延長の申し出があった場合には、当該期間の延長を許諾する。この場合、延長する期間については、甲及び乙又は甲及びあらかじめ乙の指定する者が協議の上定めるものとする。なお、独占的実施権の設定期間を延長する場合は、当該延長の期間中、当該知的財産権の出願等費用は、乙又はあらかじめ乙の指定する者の負担とする。

（知的財産権の第三者実施許諾）

第１８条　甲は、乙又はあらかじめ乙の指定する者が、第１７条第３項に規定する実施権（非独占的通常実施権を除く。）を許諾した第２年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又はあらかじめ乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができる。

（実施料の支払）

第１９条　乙又はあらかじめ乙の指定する者は、第１６条の規定により甲に承継された知的財産権を実施しようとするときは、第１７条第３項に定める実施料を甲に支払わなければならない。

（情報の開示）

第２０条　乙は、本受託研究の実施に必要な情報、資料を甲に無償で提供し、又は開示する。提供された資料は、本受託研究完了後又は本受託研究中止後返還する。

（秘密の保持）

第２１条　甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、本受託研究以外の目的に使用しないものとし、研究担当者等以外に開示し、漏えいしてはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を当該研究担当者等に負わせるものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については、この限りでない。

 (1)　開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

　(2)　開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報

　(3)　開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

　(4)　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

　(5)　相手方から開示された情報によることなく、独自に開発・取得していたことを証明できる情報

　(6)　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　前項の有効期間は、第３条に規定する本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止の日より３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究成果の取扱）

第２２条　甲及び乙は、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は、当該年度に得られた研究成果）について、第５条で指定するノウハウの秘匿義務及び第２１条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示し、発表し、又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができる。

２ 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の３０日前までにその内容を書面で相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知受理後速やかに、開示し、発表し、又は公開される技術情報の修正を書面で公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなければならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、係る同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後（研究期間が複数年度にわたる場合は、各年度末を指す。）３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究協力者）

第２３条　甲又は乙は、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の甲又は乙に所属する者（学生等を含む。）を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

２　前項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

（契約の解除）

第２４条　甲は、乙が第９条に規定する経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

1. 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
2. 相手方が本契約に違反したとき。

（損害賠償）

第２５条　甲又は乙は、前条に掲げる事由並びに甲、乙及び研究担当者等が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第４条及び第５条、第１３条及び第１４条、第１６条から第２３条の規定は、当該各条に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２７条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保管するものとする。

　　　平成　　年　　月　　日

甲　　石川県野々市市末松1丁目308番地

　　　石川県公立大学法人　石川県立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長　　熊谷　英彦

乙